

地産地消型再生可能エネルギー導入拡大事業補助金交付要綱

- (制定) 平成28年9月6日付28都環公総地第919号理事長決定
- (改正) 平成29年5月8日付29都環公総地第195号理事長決定
- (改正) 平成30年4月19日付29都環公総地第2189号理事長決定
- (改正) 平成31年3月20日付30都環公地温第1886号理事長決定
- (改正) 令和元年12月18日付31都環公地温第1413号理事長決定

(目的)

第1条 この要綱は、地産地消型再生可能エネルギー導入拡大事業実施要綱（平成28年8月10日付28環地次第108号。以下「実施要綱」という。）第4条第2号に基づき、公益財団法人東京都環境公社（以下「公社」という。）が、都内に自家消費型再生可能エネルギー発電等設備及び再生可能エネルギー熱利用設備を設置する者に対して、当該設置に要する経費の一部を補助することにより、都内における再生可能エネルギーの自立的な普及を促し、エネルギー起源の温室効果ガスの排出削減を図ることを目的とする地産地消型再生可能エネルギー導入拡大事業（以下「本事業」という。）における補助金（以下「本補助金」という。）の交付に関する必要な手続等を定め、業務の適正かつ確実な執行を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱における用語の定義は、次のとおりとする。

- 一 自家消費型再生可能エネルギー発電等設備 太陽光、風力、水力、地熱又はバイオマス熱を電気に変換する設備（電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成23年法律第108号）第9条第3項の認定に係る発電に用いるものを除く。）及びその附属設備並びにこれらの設備に付帯する蓄電池
- 二 再生可能エネルギー熱利用設備 太陽熱、温度差熱、地中熱又はバイオマス熱を利用する設備及びその附属設備
- 三 バイオマス 動植物に由来する有機物であってエネルギー源として利用することができるもの（原油、石油ガス、可燃性天然ガス及び石炭並びにこれらから製造される製品を除く。）
- 四 温度差熱利用 海水、河川水、下水等の水を熱源とするもの
- 五 地中熱利用 昼夜間又は季節間の温度変化が少ない地中の熱を熱源とするもの
- 六 リース契約 本補助金の交付対象となる設備（以下「補助対象設備」という。）の所有者である貸主が、当該設備の借主に対し、当事者間で合意した期間にわたり当該設備を使用収益する権利を与え、借主は、当事者間で合意した当該設備の使用料を貸主に支払う契約であって、次のアからウまでに掲げる要件に該当するものを

いう。

ア リース期間の中途において当事者の一方又は双方がいつでも当該契約の解除をすることができないこと。

イ 借主が、当該契約に基づき使用する物件（以下「リース物件」という。）からもたらされる経済的利益を実質的に享受することができ、かつ当該リース物件の使用に伴って生じる費用を実質的に負担すべきこととされているものであること。

ウ 借主が本補助金の利益を受けられるよう、リース料金から補助金相当分が減額されていること。

七 リース事業者 リース契約に基づき、補助対象設備のリースを行う者

八 リース使用者 リース契約に基づき、補助対象設備を使用する者

九 中小企業者 第4条第1項第1号ア及びイに規定する者のうち、中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項の要件を満たす者

（補助対象事業）

第3条 補助金の交付対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、都内に第5条に規定する補助対象設備の要件を満たす自家消費型再生可能エネルギー発電等設備及び再生可能エネルギー熱利用設備（住居の用に供する部分で使用するものを除く。）を設置する事業とする。ただし、本事業以外で都の資金を原資とする補助金の交付を受けた、又は今後交付を受ける予定のある事業を除く。

（補助対象事業者）

第4条 本補助金の交付対象となる事業者（以下「補助対象事業者」という。）は、次に掲げる要件を全て満たす者のうち、補助対象事業を実施する者とする。

一 次に掲げる者のうち、いずれかの者であること。

ア 民間企業

イ 青色申告を行っている個人事業主

ウ 独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第1項に規定する独立行政法人

エ 国立大学法人、公立大学法人及び学校法人

オ 一般社団法人、一般財団法人、公益社団法人及び公益財団法人

カ 医療法（昭和23年法律第205号）第39条に規定する医療法人

キ 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第22条に規定する社会福祉法人

ク 事業ごとの特別法の規定に基づき設立された協同組合等

ケ 法律により直接設立された法人

コ 上記アからケまでに準ずる者として公社が適当と認める者

- 二 過去に税金の滞納がない者、刑事上の処分を受けていない者、東京都から補助金等停止措置又は指名停止措置が講じられていない者、その他の公的資金の交付先として社会通念上適切であると認められる者であること。
- 2 リース契約を行う場合においては、リース事業者及びリース使用者について、前項の規定を適用するものとする。
- 3 前2項の規定にかかわらず、次に掲げる者は、補助対象事業者としない。
 - 一 暴力団（東京都暴力団排除条例（平成23年東京都条例第54号。以下「暴排条例」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）
 - 二 暴力団員等（暴排条例第2条第3号に規定する暴力団員及び同条第4号に規定する暴力団関係者をいう。以下同じ。）
 - 三 法人その他の団体の代表者、役員又は使用人その他の従業者若しくは構成員に暴力団員等に該当する者がある者

（補助対象設備）

第5条 補助対象設備は、別表第1に掲げる要件を満たすものとする。

（補助対象経費）

- 第6条 本補助金の交付対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象事業に要する経費のうち、別表第2に掲げるものとする。
- 2 前項の規定にかかわらず、次の経費は補助対象経費としない。
 - 一 第9条第1項の規定により公社が交付決定をした日の前に契約締結したものに係る経費
 - 二 補助対象事業に係る消費税及び地方消費税
 - 三 金融機関に対する振込手数料（ただし、振込手数料を取引先が負担し、取引価格に含まれている場合は、補助対象経費として計上することができる。）
 - 四 過剰であるとみなされるもの、予備若しくは将来用のもの又は補助対象事業以外において使用することを目的としたものに要する経費
 - 3 蓄電池を導入する場合は、本事業で設置した自家消費型再生可能エネルギー発電設備の発電容量以下の蓄電池の定格容量に係る経費を補助対象経費とする。

ただし、発災に伴う停電時の利用を目的に、常時定量の蓄電を保持する機能を持たせ、コンセント等の停電時専用の電源を設置する場合には、上記補助対象経費に加え、自家消費型再生可能エネルギー発電設備の発電容量を上限とした当該停電時利用のために常時保持する蓄電容量及び当該コンセント等の停電時専用の電源の設置に係る経費を補助対象経費とすることができる。
 - 4 補助対象経費の中に本補助金の交付を受けようとする補助対象事業者の自社製品の調達等に係る経費がある場合は、本補助金の交付の目的に鑑み、利益等排除を行っ

た経費を補助対象経費とする。

(本補助金の額)

第7条 本補助金の交付額（以下「補助金額」という。）は、次の各号に掲げる補助対象事業者の種別に応じて当該各号に掲げる金額とする。

- 一 中小企業者及び第4条第1項第1号ウからコまでに規定する者 補助対象経費の3分の2以内の額
- 二 前号に規定する者以外の補助対象事業者 補助対象経費の2分の1以内の額
- 2 前項の規定にかかわらず、補助対象経費に他団体（国若しくは他の地方公共団体又は国若しくは他の地方公共団体から交付された資金を原資として補助事業を実施する団体をいう。）からの補助金を充当する場合において、同項に規定する金額及び当該補助金の額の合計が、次の各号に掲げる補助対象事業者の種別に応じて当該各号に掲げる額を超える場合にあっては、当該額から当該補助金の額を控除した額を補助金額とする。
 - 一 前項第1号に掲げる者 補助対象経費に3分の2を乗じて得た額
 - 二 前項第2号に掲げる者 補助対象経費に2分の1を乗じて得た額
- 3 前2項の規定にかかわらず、補助対象事業において太陽光発電設備を設置する場合にあっては、第1項若しくは前項の規定により算定して得た額又は太陽電池出力に1kW当たり20万円（第1項第2号に掲げる者のうち前項に規定する場合に該当する者にあっては15万円）を乗じて得た額のいずれか少ない額を補助金額とする。
- 4 前3項の規定にかかわらず、補助金額は、次の各号に掲げる補助対象事業者の種別に応じて、一の補助事業につき当該各号に掲げる金額を上限とする。
 - 一 第1項第1号に掲げる者 100,000,000円
 - 二 第1項第2号に掲げる者 75,000,000円
- 5 リース契約を行う場合にあっては、リース使用者について前4項の規定を適用するものとする。
- 6 補助金額に千円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(本補助金の交付申請)

第8条 本補助金の交付を受けようとする補助対象事業者は、公社が別に定める期間中に補助金交付申請書（第1号様式）及び別表第3に掲げる書類を公社に提出するものとする。

- 2 前項の規定による申請において、リース契約を行う場合にあっては、リース事業者及びリース使用者が共同で申請を行わなければならない。
- 3 前項の規定は、第12条第2項、第13条、第14条第1項、第15条第1項、第17条、第19条第2項、第20条第1項、第21条第1項、第23条第1項、第25条第3

項、第 29 条第 1 項の規定により申請書等を公社に提出する場合に準用する。

(本補助金の交付決定)

第 9 条 公社は、前条の規定により本補助金の交付の申請を受けた場合は、当該申請の内容について審査の上、公社の基金の範囲内で本補助金の交付又は不交付の決定を行う。

2 公社は、前条の申請をした補助対象者に対し、前項の決定において、本補助金を交付する場合にあっては補助金交付決定通知書（第 5 号様式）により、不交付とする場合にあっては補助金不交付決定通知書（第 6 号様式）により通知するものとする。

(交付の条件)

第 10 条 公社は、前条第 1 項の規定による本補助金の交付決定に当たっては、本事業の目的を達成するため、同条第 2 項の規定により本補助金の交付決定の通知を受ける補助対象事業者（以下「補助事業者」という。）に対し、次に掲げる条件を付すものとする。

一 補助事業者は、本要綱並びに本補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に従い、善良なる管理者の注意をもって補助事業（補助対象事業に要する経費に関し、前条第 2 項の規定により本補助金の交付決定の通知を受けた当該補助対象事業をいう。以下同じ。）により取得し、整備し又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）を管理するとともに、その効率的な運用を図ること。

二 補助事業者は、公社が第 24 条第 1 項の規定により本補助金の交付決定の全部又は一部を取り消した場合は、これに従うこと。

三 補助事業者は、公社が第 25 条第 1 項又は第 2 項の規定により本補助金の全部又は一部の返還を請求した場合は、公社が指定する期日までに返還するとともに、第 26 条第 2 項の規定に基づき違約加算金を併せて納付すること。この場合において、当該期日までに返還しなかったときは、第 27 条第 2 項の規定に基づき延滞金を納付すること。

四 補助事業者は、公社が補助事業の適正な執行に必要な範囲において報告を求め、又は現地調査等を行おうとするときは、遅滞なくこれに応じること。

五 補助事業者は、補助対象経費について、本補助金以外に都又は公社、若しくは都の補助資金の交付を受け補助事業を行う者から交付される補助金等を受給しないこと。

六 補助事業者は、再生可能エネルギーに関する取組の検討の参考として、都又は公社から発電量及び工事の内容等に関する情報を提供するよう求められた場合は、これに協力すること。

七 補助事業者は、都又は公社が再生可能エネルギーの普及啓発に係る事例として、

補助事業名、補助事業者名、所在地、補助事業の内容等を公表しようとする場合は、これに同意すること。

八 補助事業者は、公社が都から委託を受けて実施する省エネルギー診断を 2019 年度中に受診すること。ただし当該省エネルギー診断の対象でない事業者又はその他の理由により当該省エネルギー診断を受診することができない事業者にあつては、この限りでない。

九 補助事業者は、インターネットの利用その他適切な方法により、設置した自家消費型再生可能エネルギー発電等設備又は再生可能エネルギー熱利用設備の概要、設置場所、設置目的、他の事業者の再生可能エネルギー導入の参考となる情報及び補助事業者が行う省エネルギー対策の取組を公表すること。

十 補助事業者が複数の事業所等を有する場合にあつては、補助事業を実施しなかった他の事業所等においても補助事業と同様に再生可能エネルギー導入が可能かを検討すること。

十一 補助事業者は、補助事業の実施に当たり、本交付要綱その他法令の規定を遵守すること。

(契約等)

第 11 条 補助事業者は、補助事業の実施に当たり、売買、請負その他の契約を行う場合は、入札、複数者からの見積書の徴収又はその他の方法により、競争に付さなければならぬ。ただし、当該補助金の運用上、競争に付すことが著しく困難又は不相当である場合等、公社が認めた場合はこの限りでない。

(事業開始に伴う届出)

第 12 条 補助事業者は、第 9 条第 2 項の交付決定通知書を受領した日から速やかに、補助事業に着手しなければならない。ただし、公社が認める場合はこの限りでない。

2 補助事業者は、補助事業に着手した日から 30 日以内に、補助事業開始届（第 7 号様式）及び別表 4 に掲げる書類を公社に提出しなければならない。ただし、公社が認める場合はこの限りでない。

(申請の撤回)

第 13 条 補助事業者は、第 9 条第 1 項による本補助金の交付決定の内容又はこれに付された条件に異議があるときは、同条第 2 項の本補助金の交付決定の通知を受領した日の翌日から起算して 14 日以内に、補助金交付申請撤回届出書（第 8 号様式）を公社に提出し、申請の撤回をすることができる。

(補助事業の承継)

- 第 14 条 補助事業者の地位の承継（相続、法人の合併、分割等又は契約による共同申請者への所有権移転に限る。）が行われた場合において、補助事業者の地位を継承した者（以下「承継者」という。）が当該補助事業を継続して実施しようとするときは、承継者は、補助事業承継承認申請書（第 9 号様式）を公社に提出しなければならない。
- 2 公社は、前項の規定による申請を受けた場合は、承継者が当該補助事業を継続して実施することの承認又は不承認を行い、補助事業承継（承認・不承認）通知書（第 10 号様式）により、承継者へ通知する。

（補助事業の計画変更の承認）

- 第 15 条 補助事業者は、次のいずれかに該当する場合は、あらかじめ補助事業計画変更申請書（第 11 号様式）を提出しなければならない。ただし、軽微な変更については、この限りでない。
- 一 補助対象経費の区分ごとに配分された額を変更しようとするとき。
 - 二 補助対象経費の内訳を変更しようとするとき。
- 2 公社は、前項の申請を受け、その内容が妥当であると認めたときは、変更を承認するものとする。ただし、補助対象経費の増額は承認しないものとする。
- 3 公社は、前項の承認をしたときは、その旨を当該補助事業者に通知するものとする。
- 4 公社は、第 2 項の承認に当たり、必要に応じ条件を付することができるものとする。

（事情変更による決定の取消し等）

- 第 16 条 公社は、本補助金の交付決定後、天災地変その他本補助金の交付の決定後生じた事情の変更により補助事業の全部又は一部を実施する必要がなくなった場合においては、本補助金の交付決定の全部又は一部を取消し、又はその他の内容若しくはこれに付した条件を変更することができる。

（事業者情報の変更に伴う届出）

- 第 17 条 補助事業者は、個人事業主にあつては、氏名、住所等を、法人にあつては、名称、代表者の氏名、主たる事務所の所在地等（以下「事業者情報」という。）を変更した場合は、速やかに事業者情報の変更届出書（第 12 号様式）を提出しなければならない。

（債権譲渡の禁止）

- 第 18 条 補助事業者は、第 9 条第 1 項の規定に基づく交付決定によって生じる権利の全部又は一部を、第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、公社の承認を事前に得た場合はこの限りではない。

(工事遅延等の報告)

第 19 条 補助事業者は、第 8 条第 1 項の規定により提出した事業実施計画書又は第 15 条第 1 項の規定により提出し、同条第 2 項の規定により承認を受けた補助事業計画変更申請書の内容に基づき工事等を進捗させるよう努めなければならない。

2 補助事業者は、やむを得ない事由により工事が予定の期間内に完了することができないと見込まれるときは、速やかに工事遅延等報告書（第 13 号様式）を提出しなければならない。

3 公社は、前項の工事遅延等報告書の提出を受けた場合は、その内容を審査し、当該補助事業者に対し、助言その他必要かつ適切な措置を講ずるものとする。

(補助事業の中止又は廃止の報告)

第 20 条 補助事業者は、補助事業の全部若しくは一部を中止し、又は廃止しようとするときは、速やかに補助事業中止（廃止）申請書（第 14 号様式）を公社に提出しなければならない。

2 公社は、前項の申請を受けた場合は、その内容を審査し、妥当であると認めたときは、廃止を承認するものとする。

3 公社は、第 2 項の承認をしたときは、その旨を当該補助事業者に通知するものとする。

4 公社は、第 2 項の承認に当たり、必要に応じ条件を付することができるものとする。

(実績の報告)

第 21 条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、速やかに実績報告書（第 15 号様式）及び別表第 5 に掲げる書類を公社に提出しなければならない。

2 前項に規定する提出は、公社が指定する期限までに行わなければならない。

3 第 1 項の規定による提出について、天災地変その他補助事業者の責に帰することのできない理由として公社が認めるものがある場合にあっては、公社が認める期間までに行うものとする。

(補助金の額の確定)

第 22 条 公社は、前条第 1 項の規定による提出を受けた場合には、その内容についての書類審査及び必要に応じて行う現地調査等により、当該補助事業の内容が第 9 条第 1 項の交付決定の内容及びこれに付した条件等に適合すると認めたときは、交付すべき本補助金の額を確定し、その旨を当該補助事業者に対し、補助金額確定通知書（第 16 号様式）により通知するものとする。

2 前項の規定により確定する本補助金の額は、配分された補助対象経費の区分ごとの実支出額に補助率を乗じて得た額と、対応する区分ごとに第 9 条第 2 項の交付決定通

知書に記載した交付決定額（変更された場合にあっては、変更された後の額）とのいずれか低い額の合計額とする。この場合において、本補助金の額に千円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。

（本補助金の交付）

第 23 条 補助事業者は、前条の規定により本補助金の額の確定の通知を受け、本補助金の交付を受けようとするときは、補助金交付請求書（第 17 号様式）を提出しなければならない。

- 2 公社は、前項の補助金交付請求書の提出を受けた場合は、その内容を確認し、妥当であると認めたものについて、本補助金を支払うものとする。
- 3 前項の規定による支払いにおいて、リース契約を行う場合にあっては、リース事業者に対し、本補助金を支払うものとする。

（交付決定の取消し）

第 24 条 公社は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当する場合は、第 9 条第 1 項に規定する本補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができるものとする。

- 一 虚偽申請等不正事由が発覚したとき。
 - 二 交付決定の内容又は目的に反して本補助金を使用したとき。
 - 三 本事業に係る公社の指示に従わなかったとき。
 - 四 交付決定を受けた者（法人その他の団体の代表者、役員又は使用人その他の従業者若しくは構成を含む。）が暴力団員等又は暴力団に該当するに至ったとき。
 - 五 その他本補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件その他法令又は本交付要綱の規定に違反したとき。
- 2 公社は、第 1 項の規定により取消しをした場合は、速やかに当該補助事業者に通知するものとする。

（本補助金の返還）

第 25 条 公社は、補助事業者に対し、第 16 条又は前条第 1 項の規定による取消しを行った場合において、既に交付を行った本補助金があるときは、当該補助事業者に対し、期限を付して当該本補助金の全部又は一部の返還を請求するものとする。

- 2 補助事業者は、前項の規定により本補助金の返還の請求を受けたときは、公社が指定する期日までに、当該本補助金を公社に返還しなければならない。
- 3 補助事業者は、前項の規定により本補助金を返還したときは、公社に対し、補助金返還報告書（第 18 号様式）を提出しなければならない。
- 4 前項の規定は、次条第 1 項の規定による加算金及び第 27 条第 1 項の規定による延滞金を請求した場合に準用する。

(違約加算金)

第 26 条 公社は、第 24 条第 1 項の規定による取消しを行った場合において、補助事業者に対し前条第 1 項の規定により返還請求を行ったときは、当該補助事業者に対し、本補助金の受領の日から納付の日までの日数（公社の事務処理に係る期間として公社が認める日数を除く。）に応じ、返還すべき額につき年 10.95 パーセントの割合を乗じて計算した違約加算金を請求するものとする。

2 補助事業者は、前項の規定による違約加算金の納付の請求を受けたときは、これを公社に納付しなければならない。

(延滞金)

第 27 条 公社は、補助事業者に対し、第 25 条第 1 項又は第 2 項の規定により本補助金の返還を請求した場合であって、補助事業者が、公社が指定する期限までに当該返還金額（違約加算金がある場合には当該違約加算金を含む。）を納付しなかったときは、当該補助事業者に対し、納付期限の翌日から納付の日までの日数に応じ、未納付額につき年 10.95 パーセントの割合を乗じて計算した延滞金を請求するものとする。

2 補助事業者は、前項の規定による延滞金の納付の請求を受けたときは、これを公社に納付しなければならない。

(他の補助金等の一時停止等)

第 28 条 公社は、補助事業者に対し、本補助金の返還を請求し、補助事業者が当該本補助金、違約加算金又は遅延金の全部又は一部を納付しない場合において、同種の事務又は事業について交付すべき補助金その他の給付金があるときは、相当の限度においてその交付を一時停止し、又は当該給付金と未納付額とを相殺するものとする。

(財産の管理及び処分)

第 29 条 補助事業者は、補助事業により取得し、整備し又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）の管理及び処分（本補助金の交付の目的以外に使用し、他の者に貸し付け若しくは譲り渡し、他の物件と交換し、債務の担保の用に供し、又は廃棄することをいう。以下同じ。）に関して、次の事項を守らなければならない。

一 取得財産等については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和 40 年大蔵省令第 15 号）に定められた耐用年数の期間（以下「法定耐用年数の期間」という。）において、善良な管理者の注意を持って管理し、本補助金の交付の目的に従って、その効率的運用を図ることとし、処分をしてはならない。

二 補助事業者は、法定耐用年数の期間に、補助対象設備の譲渡等（第五号に規定する譲渡を除く。）により、取得財産等の所有者を変更しようとする場合は、あらかじめ

め公社の承認を受けなければならない。この場合において、第9条第1項の交付決定の内容及び第10条の交付の条件等の本助成金の交付に伴う義務は、全て当該変更後の所有者に移転するものとする。

- 三 前号の承認を受けようとするときは、補助事業者及び当該変更後の所有者は、速やかに所有者変更承認申請書を公社に提出しなければならない。
 - 四 公社は、前号の規定による申請を受けた場合は、その内容を審査し、妥当であると認めたときは、当該申請に係る所有者の変更を承認するものとする。
 - 五 取得財産等のうち取得価格又は効用の増加価格が1件当たり50万円以上のものであって法定耐用年数の期間内に処分をしようとする場合は、取得財産等処分承認申請書（第19号様式）により公社の承認を受けること。
- 2 公社は、前項第一号及び第五号の規定により取得財産等の処分を承認しようとする場合には、補助事業者に対し、助成金等交付財産の財産処分承認基準（平成26年4月1日26都環公総地第6号）第3-2に定める方法により算出した額（以下「算出金」という。）を請求するものとする。
 - 3 補助事業者は、前項の規定により算出金の請求を受けたときは、これを公社に納付しなければならない。
 - 4 公社は前項の規定により、補助事業者から算出金が納付され、処分を承認したときは速やかに財産等処分承認通知書（第20号様式）により、通知するものとする。

（補助事業の経理）

- 第30条 補助事業者は、補助事業の経理について、その収支を明確にした証拠の書類を整備しなければならない。
- 2 補助事業者は、前項の書類について、第21条第1項の規定により実績報告書を提出した日の属する公社の会計年度終了の日から6年間保存しておかななければならない。

（調査等）

- 第31条 公社は、本事業の適切な遂行を確保するため必要があると認めるときは、補助事業者に対し、本事業に関し報告を求め、補助事業者の事業所等に立ち入り、帳簿書類その他の物件を調査し、又は関係者に質問することができる。
- 2 補助事業者は、前項の規定により報告の徴収、事業所等への立ち入り、物件の調査又は関係者への質問を受けたときは、これに応じなければならない。

（指導・助言）

- 第32条 公社は、本事業の適切な執行のため、補助事業者に対し必要な指導及び助言を行うことができる。

(個人情報取扱い)

第 33 条 社は、本事業の実施に関して知り得た補助事業者等に係る個人情報及び企業活動上の情報（以下「個人情報等」という。）については、本事業の目的を達成するために必要な範囲において、都に提供するほか、国及び他の地方公共団体が行う補助金等の交付事業に関わる目的にのみ使用する。

2 社は、補助金の交付額の算定その他本事業の目的を達成するために必要な範囲において、補助事業者等が都及び国等から交付される補助金その他の給付金の額に係る情報を都及び国及び他の地方公共団体等と協議の上、当該都、国及び他の地方公共団体等から収集することができる。

3 前 2 項及び法令に定められた場合を除き、社は、本事業の実施に関して知り得た補助事業者等の個人情報等について、本人の承諾なしに、第三者に提供し、又は第三者から収集しない。

(その他)

第 34 条 この要綱に定めるもののほか、本事業の円滑かつ適正な運営を行うための必要な事項は、社が別に定める。

附 則（平成 28 年 9 月 6 日付 28 都環公総地第 919 号）

(施行期日)

この要綱は、平成 28 年 9 月 7 日から施行し、平成 28 年 4 月 1 日から適用する。

附則（平成 29 年 5 月 8 日付 29 都環公総地第 195 号）

(施行期日)

この要綱は、平成 29 年 5 月 8 日から施行する。

附則（平成 30 年 4 月 19 日付 29 都環公総地第 2189 号）

(施行期日)

この要綱は、平成 30 年 4 月 19 日から施行する。

附則（平成 31 年 3 月 20 日付 30 都環公地温第 1886 号）

(施行期日)

この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附則（令和元年 12 月 18 日付 31 都環公地温第 1413 号）

(施行期日)

この要綱は、令和元年 12 月 18 日から施行する。

別表第1 補助対象設備（第5条関係）

（1）自家消費型再生可能エネルギー発電等設備

種類	要件
共通要件	次のすべての要件を満たすものとする。 ① 電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成23年法律第108号）第9条第3項の認定に係る発電に用いるものでないこと。 ② 年間発電量が、ひとつの需要先の年間消費電力量の範囲内であること。
太陽光発電	太陽電池出力が5kW以上であること。
風力発電	発電出力が1kW以上（単機出力1kW以上）であること。
水力発電	発電出力が1kW以上1,000kW以下（単機出力1kW以上）であること。
地熱発電	特になし
バイオマス発電	次のすべての要件を満たすものとする。 ただし、離島及びびへき地については、①の要件を満たすものとする。 ① バイオマス依存率が60%以上であること。 ② 発電出力が10kW以上であること。
複数の組み合わせによる再生可能エネルギー発電	自家消費型再生可能エネルギー発電設備の出力合計が10kW以上であること。
蓄電池	① 自家消費型再生可能エネルギー発電設備と併せて導入すること。 ② 電力系統からの電気より再生可能エネルギー発電設備からの電気を優先的に蓄電すること。

（2）再生可能エネルギー熱利用設備

種類	要件
太陽熱利用	集熱器総面積が10㎡以上であること。
温度差熱利用	熱供給能力が10kW以上若しくは36MJ/h以上であること。

地中熱利用	<p>次のすべての要件を満たすものであること。</p> <p>ただし、オープンループ型のものには補助対象としない。</p> <p>① 暖気・冷気、温水・冷水、不凍液の流量を調節する機能を有すること。</p> <p>② ヒートポンプを設置する場合は、熱供給能力が10kW以上（連結方式の場合は、設備全体の合算値とする）であること。</p>
バイオマス熱利用	<p>次のすべての要件を満たすものとする。</p> <p>ただし、離島及びへき地については、①の要件を満たすものとする。</p> <p>① バイオマス依存率が60%以上であること。</p> <p>② バイオマスコージェネレーション（熱電併給）設備の場合は、発電出力が10kW以上であること。</p>
バイオマス燃料製造	<p>次のすべての要件を満たすものとする。</p> <p>ただし、離島及びへき地については、①及び②の要件を満たすものとする。</p> <p>① バイオマス発電設備又はバイオマス熱利用設備と併せて導入すること。</p> <p>② バイオマス依存率が60%以上であること。</p> <p>③ メタン発酵方式の場合、次の要件を満たすこと。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ガス製造量：100 N m³/日以上 ・低位発熱量：18.84 MJ/N m³（4,500kcal/N m³）以上 <p>④ メタン発酵方式以外の場合、次の要件を満たすこと。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・製造量：固形化 150kg/日以上 <li style="padding-left: 2em;">液 化 100kg/日以上 <li style="padding-left: 2em;">ガス化 450N m³/日以上 ・低位発熱量：固形化 12.56 MJ/kg（3,000kcal/kg）以上 <li style="padding-left: 2em;">液 化 16.75MJ/kg（4,000kcal/kg）以上 <li style="padding-left: 2em;">ガス化 4.19MJ/N m³（1,000kcal/N m³）以上

別表第2 補助対象経費（第6条関係）

費目	内容
設計費	補助対象事業の実施に必要な機械装置等の設計費
設備費	補助対象事業の実施に必要な機械装置等の購入、製造、据付け等に必要な経費（ただし、土地の取得及び賃借に係る費用を除く。）
工事費	補助対象事業の実施に不可欠な配管、配電等の工事に必要な経費

別表第3 交付申請に必要な提出書類（第8条関係）

No.	提出書類書類		太陽光発電	風力発電	水力発電	地熱発電	バイオマス発電	太陽熱利用	温度差熱利用	地中熱利用	バイオマス熱利用	備考
1	申請書類チェックリスト		○	○	○	○	○	○	○	○	○	
2	補助金交付申請書	第1号様式	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
3	誓約書	第2号様式	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
4	補助対象事業の実施に係る同意書	第3号様式	△	△	△	△	△	△	△	△	△	補助対象事業者と補助対象設備を設置する施設の所有者が異なる場合に提出すること。
5	事業実施計画書	第4号様式	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
6	補助対象事業経費内訳	共通様式1	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
7	補助対象事業に要する経費及びその調達方法	第4号様式別紙1	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
8	発電単価又は熱利用単価の算定	第4号様式別紙2	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
9	バイオマス依存率計算書	第4号様式別紙3	-	-	-	-	○	-	-	-	○	
10	補助対象設備の機器リスト	共通様式2	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
11	工事に係る工程表	共通様式3	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
12	登記簿謄本(履歴事項全部証明書)の原本	添付資料1	△	△	△	△	△	△	△	△	△	法人の場合に提出すること。
	△		△	△	△	△	△	△	△	△	△	個人事業主の場合に提出すること。
13	設置場所(建物又は土地)の登記簿謄本(全部事項証明書)の原本	添付資料2	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
14	印鑑証明書の原本	添付資料3	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
15	中小企業者であることが確認できる書類(写し)	添付資料4	△	△	△	△	△	△	△	△	△	中小企業者の場合に提出すること。(個人事業主の場合は不要)
16	財務諸表(貸借対照表及び損益計算書)直近3か年分	添付資料5	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
17	納税証明書(直近1か年分)	添付資料6	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
18	会社・団体概要	添付資料7	○	○	○	○	○	○	○	○	○	

No.	提出書類書類		太陽光発電	風力発電	水力発電	地熱発電	バイオマス発電	太陽熱利用	温度差熱利用	地中熱利用	バイオマス熱利用	備考
19	見積書	添付資料8	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
20	自社製品の調達等に係る経費の算定根拠	添付資料9	△	△	△	△	△	△	△	△	△	補助対象経費の中に補助対象事業者の自社製品の調達等がある場合に提出すること。
21	金融機関から確実に融資されることがわかる書類(写し)	添付資料10	△	△	△	△	△	△	△	△	△	必要な場合に提出すること。
22	設備の仕様内容がわかるもの(カタログ・パンフレット等)	添付資料11	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
23	システム系統図	添付資料12	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
24	単線結線図	添付資料13	○	○	○	○	○	-	-	-	△	バイオマス熱利用については、バイオマスコージェネレーションを導入する場合に提出すること。
25	機器配置図	添付資料14	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
26	対象施設等で必要とされる電力又は熱量の計算根拠	添付資料15	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
27	再エネ設備から供給される発電量又は熱量の計算根拠	添付資料16	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
28	蓄電池の容量規模の根拠資料	添付資料17	△	△	△	△	△	-	-	-	-	蓄電池を導入する場合に提出すること。
29	罹災時の蓄電池活用計画	添付資料18	△	△	△	△	△	-	-	-	-	蓄電池を罹災用として導入する場合に提出すること。
30	太陽熱集熱器の性能を証明する資料	添付資料19	-	-	-	-	-	○	-	-	-	
31	年間運転経費の根拠資料	添付資料20	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
32	掘削に係る資料	添付資料21	-	-	-	○	-	-	-	○	-	・掘削をする場合に提出すること。 ・交付申請時点で掘削を実施していない場合は、実施次第提出すること。
33	バイオマスの調達に係る資料	添付資料22	-	-	-	-	○	-	-	-	○	
34	灰の処分に係る資料	添付資料23	-	-	-	-	○	-	-	-	○	
35	低位発熱量を証明する資料	添付資料24	-	-	-	-	○	-	-	-	○	
36	バイオマス燃料利用計画	添付資料25	-	-	-	-	△	-	-	-	△	バイオマス燃料製造設備を設置する場合に提出すること。
37	バイオマス燃料製造計画	添付資料26	-	-	-	-	△	-	-	-	△	バイオマス燃料製造設備を設置する場合に提出すること。

No.	提出書類書類		太陽光発電	風力発電	水力発電	地熱発電	バイオマス発電	太陽熱利用	温度差熱利用	地中熱利用	バイオマス熱利用	備考
38	熱応答試験の結果	添付資料27	-	-	-	-	-	-	-	○	-	・地中熱利用設備を設置する場合に提出すること。 ・交付申請時点で熱応答試験を実施していない場合は、実施次第提出すること。
39	リース契約書及びリース計算書(案)	添付資料28	△	△	△	△	△	△	△	△	△	リース契約を行う場合に提出すること。
40	再エネ設備の所有者とすべての熱利用者との契約書(写し)	添付資料29	-	-	-	-	-	△	△	△	△	必要な場合に提出すること。
41	利用許可書、賃貸借契約書等の写し	添付資料30	△	△	△	△	△	△	△	△	△	補助対象事業者と補助対象設備を設置する施設の所有者が異なる場合に提出すること。
42	許認可・権利関係等事業実施の前提となる事項等がわかる資料	添付資料31	△	△	△	△	△	△	△	△	△	必要な場合に提出すること。
43	省エネルギー診断申込書の写し	添付資料32	△	△	△	△	△	△	△	△	△	当該省エネルギー診断の対象ではない又はその他の理由により当該省エネルギー診断を受診できない事業者を除く
44	国等の補助金等において受領した交付決定通知書等(写し)	添付資料33	△	△	△	△	△	△	△	△	△	・国等の補助金等の交付を受ける場合に提出すること。 ・交付申請時点で国等の交付決定通知書を受領していない場合は、受領次第提出すること。
45	その他公社が必要と認める書類	添付資料34	△	△	△	△	△	△	△	△	△	必要な場合に提出すること。
46	返信用封筒(角形2号) 2通		○	○	○	○	○	○	○	○	○	
47	CD-R等のメディア		○	○	○	○	○	○	○	○	○	

別表第4 事業開始時に必要な提出書類（第12条関係）

No.	提出書類書類	様式	太陽光発電	風力発電	水力発電	地熱発電	バイオマス発電	太陽熱利用	温度差熱利用	地中熱利用	バイオマス熱利用	備考
1	補助事業開始届	第7号様式	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
2	補助対象事業経費内訳	共通様式1	△	△	△	△	△	△	△	△	△	申請時から変更があった場合に提出すること。
3	工事に係る工程表	共通様式2	○	○	○	○	○	○	○	○	○	契約書に基づき作成すること。
4	工事契約書(写し)	添付資料1	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
5	見積書	添付資料2	△	△	△	△	△	△	△	△	△	第7号様式別紙1を提出する場合に提出すること。
6	リース契約書及びリース計算書(写し)	添付資料3	△	△	△	△	△	△	△	△	△	リース契約を行う場合に提出すること。
7	その他公社が必要と認める書類	添付資料4	△	△	△	△	△	△	△	△	△	必要な場合に提出すること。
8	CD-R等のメディア		○	○	○	○	○	○	○	○	○	

別表5 実績報告時に必要な提出書類（第21条関係）

No.	提出書類書類	様式	太陽光発電	風力発電	水力発電	地熱発電	バイオマス発電	太陽熱利用	温度差熱利用	地中熱利用	バイオマス熱利用	備考
1	実績報告書	第15号様式	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
2	補助対象事業経費内訳	共通様式1	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
3	補助対象設備の機器リスト	共通様式2	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
4	工事に係る工程表	共通様式3	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
5	システム系統図	添付資料1	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
6	単線結線図	添付資料2	○	○	○	○	○	-	-	-	△	バイオマス熱利用については、バイオマスコージェネレーションを導入する場合に提出すること。
7	機器配置図	添付資料3	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
8	銘板写真	添付資料4	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
9	型式・製造番号一覧	添付資料5	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
10	工事写真	添付資料6	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
11	試運転結果報告書	添付資料7	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
12	補助対象経費の積算根拠資料	添付資料8	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
13	補助対象経費の積算のとおり事業を完了したことを示す書類	添付資料9	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
14	電力会社との協議内容がわかる資料	添付資料10	○	○	○	○	○	-	-	-	-	
15	国等の補助金等において受領した交付額確定通知書等(写し)	添付資料11	△	△	△	△	△	△	△	△	△	・国等の補助金等の交付を受ける場合に提出すること。 ・実績報告書提出時に国等の交付額決定通知書の受領が間に合わない場合は、公社に相談すること。
16	再エネ設備の所有者とすべての熱利用者との契約書(写し)	添付資料12	-	-	-	-	-	△	△	△	△	必要な場合に提出すること。

No.	提出書類書類	様式	太陽光発電	風力発電	水力発電	地熱発電	バイオマス発電	太陽熱利用	温度差熱利用	地中熱利用	バイオマス熱利用	備考
17	省エネルギー診断に係る報告書の表紙(写し)	添付資料13	△	△	△	△	△	△	△	△	△	省エネルギー診断を受診した場合に提出すること。
18	再エネ設備情報及び省エネルギー対策の取組内容の公表資料	添付資料14	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
19	その他公社が必要と認める書類	添付資料15	△	△	△	△	△	△	△	△	△	必要な場合に提出すること。
20	CD-R等のメディア		○	○	○	○	○	○	○	○	○	